

平成 20 年度廃家電の不法投棄等の状況について

平成22年 2 月 2 日

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

平成20年度廃家電の不法投棄等の状況について、取りまとめましたので公表します。

廃家電 4 品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機）の平成20年度の全国の不法投棄台数（推計値）は119,381台（前年度121,128台）で、前年度と比較して1.4%の減少となりました。市区、町、村それぞれの不法投棄台数を比較したところ、依然として町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向にありました。

平成20年度の自治体における廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）を把握している自治体の平均値は、581千円（前年度比7.5%減）でした。

平成21年 4 月 1 日時点において、不法投棄未然防止対策を講じている自治体は90%でした。講じている自治体の具体的対策としては、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発：89%、職員又は委託業者によるパトロール：81%、住民との連携による監視・通報体制の構築：41%等が実施されていました。

また、平成20年度の廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）の不法投棄台数の合計は5,111台（前年度5,255台）で、前年度と比較して2.7%の減少となりました。

1 背景

廃家電 4 品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機）については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成 13 年 4 月から始まっています。また、家庭から排出された廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）については、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成 15 年 10 月から始まっています。

これらを受け、環境省では、市区町村における廃家電 4 品目及び廃パソコンの不法投棄等の状況について、定期的に 4 月 1 日時点での調査を実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全 1,800 市区町村（総人口約 12,787 万人）で、対象期間は平成 20 年度です。

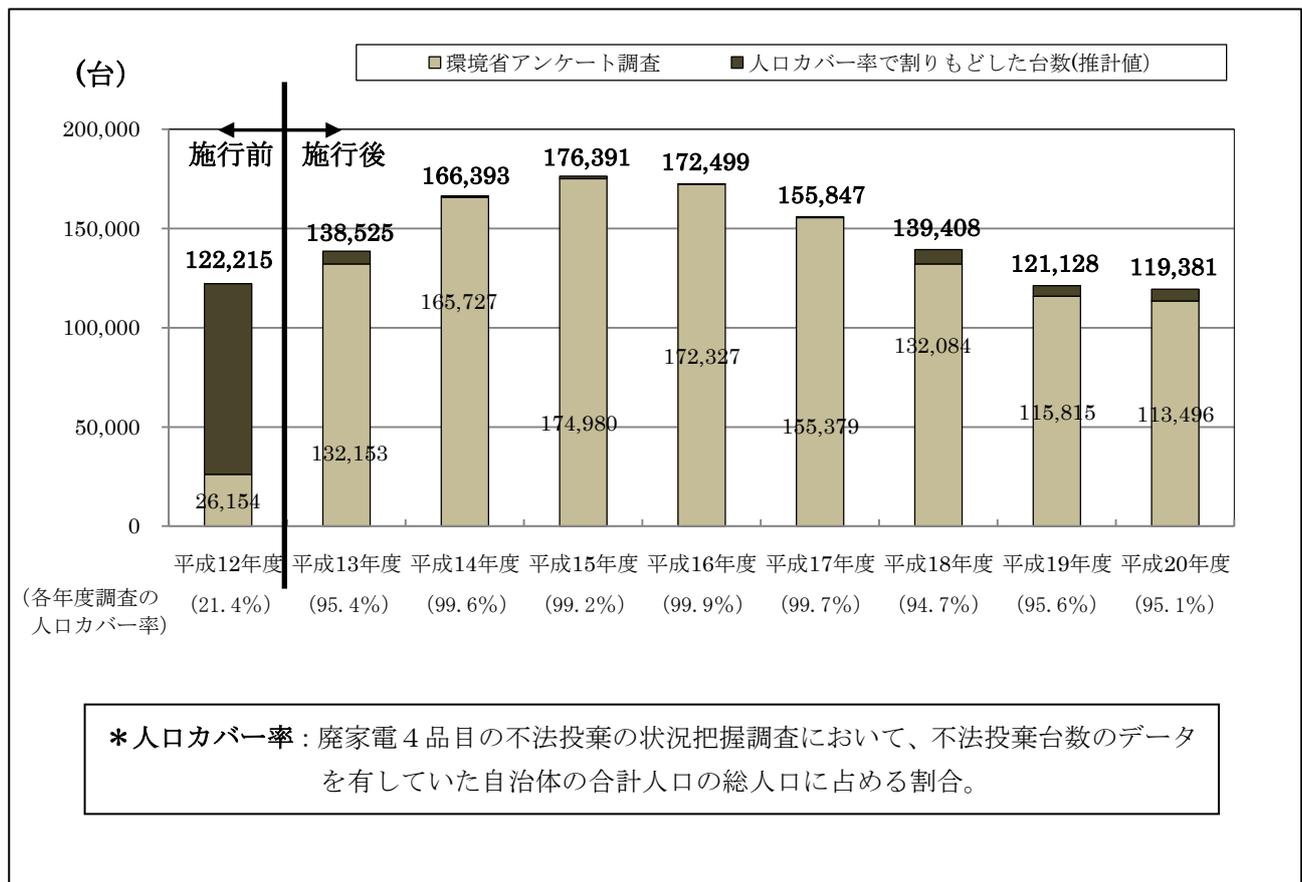
2 廃家電4品目の不法投棄台数について

平成20年度の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを取得している1,465自治体^{注1)}における平成20年度の廃家電4品目の不法投棄台数をもとに、人口カバー率*で割り戻して算出した全国の不法投棄台数(推計値)は、119,381台で、前年度と比較して1.4%の減少となりました(図1)。その構成比を品目別にみると、エアコンが2.9%(前年度3.3%)、ブラウン管式テレビが62.1%(同58.6%)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が21.8%(同23.0%)、電気洗濯機が13.1%(同15.1%)でした。

平成19年度及び平成20年度の廃家電4品目の不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している1,248自治体^{注2)}(平成20年度の廃家電4品目の不法投棄台数101,972台)における月別不法投棄台数の推移を比較したところ、4月、12月及び3月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました(表1、図2)。

また、1,465自治体^{注1)}において、市区・町・村の各自治体の1万人当たりの不法投棄台数は、それぞれ、市区が8.9台、町が13.6台、村が23.3台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向が見られました(表2)。

(図1) 不法投棄台数



注1) 1,465自治体の人口の合計は約12,156万人(総人口の約95%)です。

注2) 1,248自治体の人口の合計は約11,051万人(総人口の約86%)です。

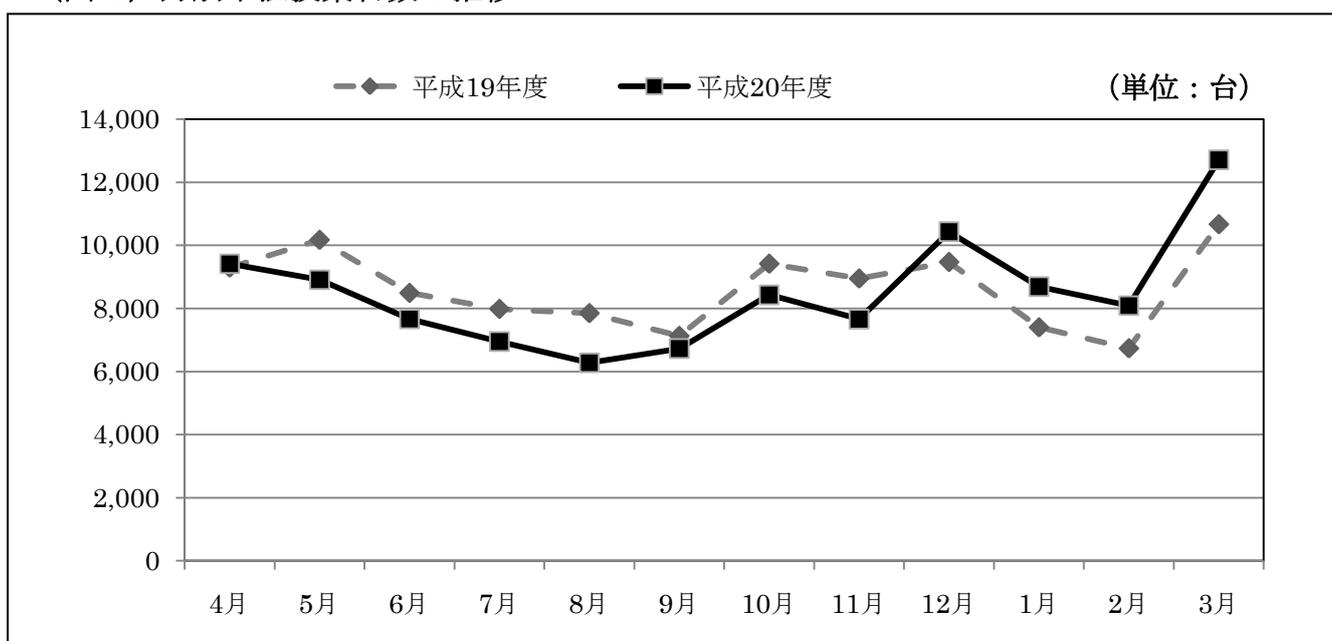
(表 1) 月別不法投棄台数の推移

(平成 19 年度と平成 20 年度の月ごとのデータを取得している 1,248 自治体の比較)

(単位:台)

	4品目合計		エアコン		ブラウン管式 テレビ		電気冷蔵庫 電気冷凍庫		電気洗濯機	
	H19 年度	H20 年度	H19 年度	H20 年度	H19 年度	H20 年度	H19 年度	H20 年度	H19 年度	H20 年度
4月	9,295	9,420	312	149	5,406	5,968	2,049	2,001	1,528	1,302
5月	10,173	8,909	286	154	5,971	5,661	2,323	1,981	1,593	1,113
6月	8,491	7,663	304	190	4,772	4,737	2,097	1,637	1,318	1,099
7月	7,983	6,951	273	185	4,528	4,128	1,935	1,708	1,247	930
8月	7,850	6,276	282	191	4,488	3,776	1,914	1,472	1,166	837
9月	7,128	6,728	215	153	4,101	4,121	1,763	1,584	1,049	870
10月	9,417	8,431	232	195	5,570	5,211	2,227	1,926	1,388	1,099
11月	8,948	7,661	229	174	5,326	4,832	2,058	1,676	1,335	979
12月	9,471	10,434	229	236	5,840	6,608	2,124	2,269	1,278	1,321
1月	7,400	8,693	232	240	4,639	5,748	1,563	1,669	966	1,036
2月	6,735	8,093	182	198	4,023	5,127	1,520	1,722	1,010	1,046
3月	10,669	12,713	250	305	6,408	7,975	2,399	2,740	1,612	1,693
合計	103,560	101,972	3,026	2,370	61,072	63,892	23,972	22,385	15,490	13,325

(図 2) 月別不法投棄台数の推移



(表 2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄台数 (平成 20 年度)

	1万人当たりの不法 投棄台数[台]	回答自治体数 [自治体]	平均人口 [人]
市区	8.9	736	150,366
町	13.6	629	16,308
村	23.3	100	6,355
市区町村	9.3	1,465	82,978

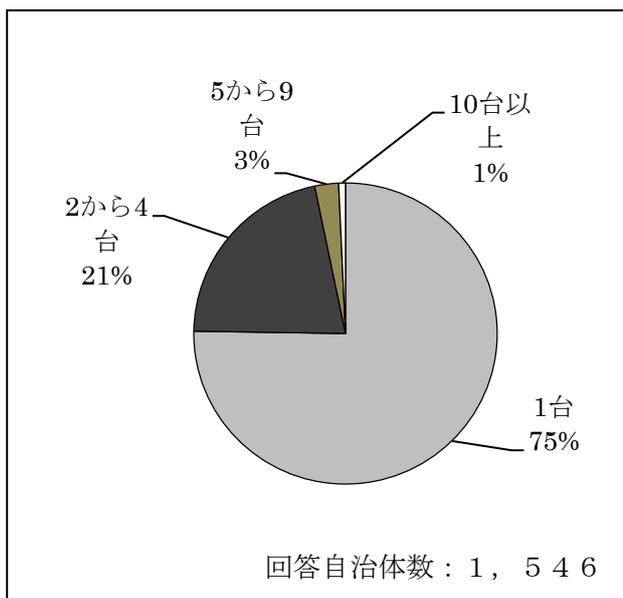
3 廃家電4品目の不法投棄物の処理状況について

平成 20 年度に廃家電4品目の不法投棄物を回収している自治体において、不法投棄1件当たりに回収した廃家電4品目の回収台数の内訳は、1台：75%、2から4台：21%、5～9台：3%、10台以上：1%でした(図3)。

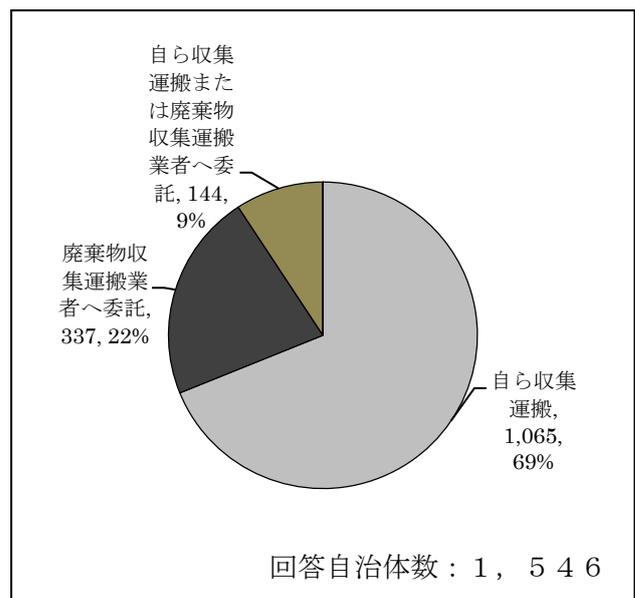
不法投棄物の収集運搬の主な実施者は、自治体自ら：69%、廃棄物収集運搬業者へ委託：22%、自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者：9%でした(図4)。また、地区や繁忙期に応じて自治体自ら又は廃棄物収集運搬業者が運搬する並びに廃棄物収集運搬業者が運搬すると回答した自治体に対して当該期間に廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託した件数等を尋ねたところ、廃家電4品目の委託費用等を把握している自治体の平均値について、委託件数は11件、委託費用は346千円(前年度比28.1%増)でした(表3)。

また、当該期間中に不法投棄された廃家電4品目で自治体が回収できなかった物がある自治体：26%、ない自治体：74%でした(図5)。未回収の不法投棄物があると回答した自治体に対してその理由を尋ねたところ、回収が物理的に困難：160件、時期を決めてまとめて回収する：155件、私有地で立入り不可：141件等でした(図6)。また、回収が物理的に困難であると回答した自治体に対してその事例を尋ねたところ、谷底等への投棄：66%、谷底及び湖沼等以外で車両等が進入不可の場所への投棄22%、湖沼及び河川等への投棄：9%等でした(図7)。

(図 3) 平成 20 年度不法投棄の1件当たりの回収台数の内訳



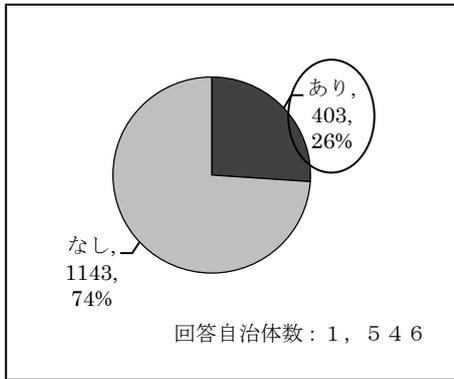
(図 4) 不法投棄物の収集運搬の主な実施者



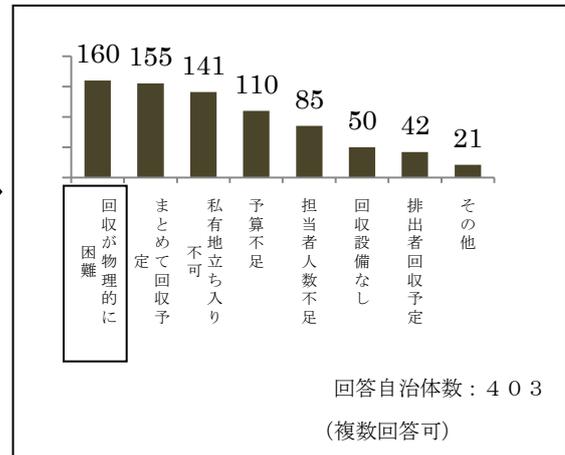
(表 3) 平成 20 年度における 1 自治体当たりの廃棄物収集運搬業者の委託件数及び委託費用

委託件数	委託費用	備考
11 件	346 千円	回答自治体数 386

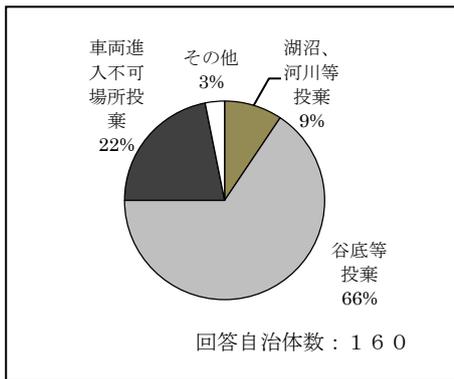
(図 5) 不法投棄未回収物



(図 6) 不法投棄未回収物がある理由



(図 7) 回収が物理的に困難な事例



回収が物理的に困難な具体的事例

4 廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策について

平成 21 年度における不法投棄未然防止対策について、その対策を講じている自治体：90%、講じていない自治体：10%でした（図 8）。不法投棄未然防止対策を講じていると回答した自治体に対してその具体的対策を尋ねたところ、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発：89%、職員又は委託業者によるパトロール：81%、住民との連携による監視・通報体制の構築：41%等が実施されていきました（図 9）^{注 3)}。

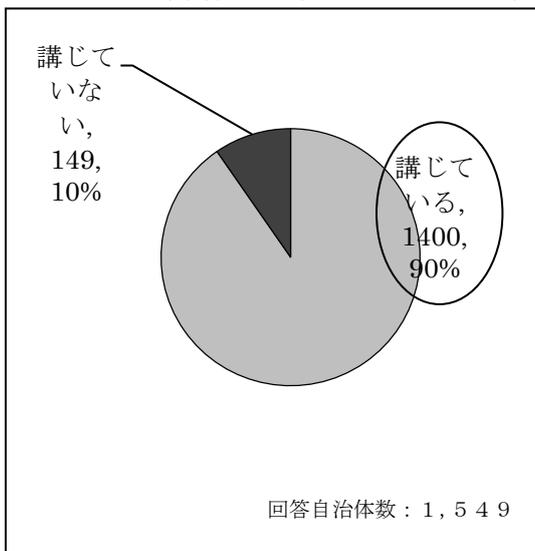
平成 20 年度の自治体における廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）を把握している自治体の平均値は、581 千円（前年度比 7.5%減）でした（表 4）。また、この廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額について、全ての不法投棄対応決算額に対する割合は 36%でした（表 5）。

注 3) 複数回答方式であるため、百分率の合計が 100% となりません。

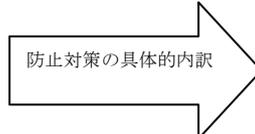
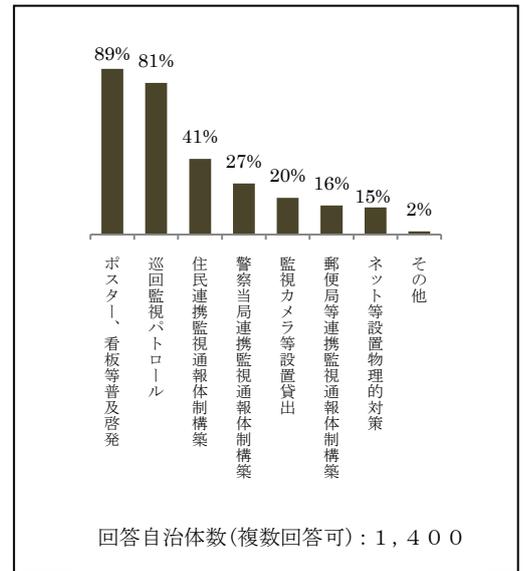
平成 21 年度の自治体における廃家電 4 品目の不法投棄対応の予算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）については、当初予算に計上している：85%、計上していない：11%等でした（**図 10**）。平成 21 年度の当初予算を計上している自治体に対してその予算額を尋ねたところ、廃家電 4 品目の不法投棄対応の予算額を把握している自治体の平均値は 720 千円（前年度比 8.4%減）でした（**表 6**）。

また、ここ数年の廃家電 4 品目の不法投棄にかかる自治体の財政負担状況については、パトロールの強化や不法投棄の問題等により全体として負担増加：30%、変化していない：44%、判断できない：21%でした（**図 11**）。

**(図 8) 廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策
(平成 21 年 4 月 1 日時点)**



(図 9) 廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策の具体事例



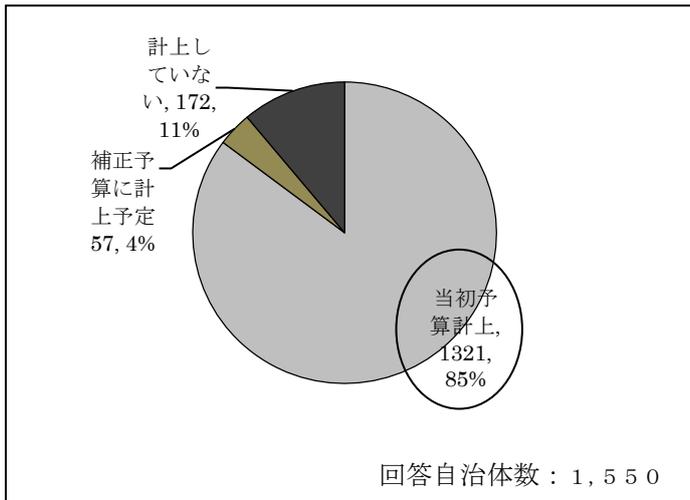
(表 4) 廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額（平成 20 年度）

平均値	中央値	備考
581 千円	151 千円	回答自治体数 1,254

**(表 5) 全不法投棄決算額に対する廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額の割合
(平成 20 年度)**

平均値	中央値	備考
36%	28%	回答自治体数 1,167

(図 10) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算の計上状況 (平成 21 年度)



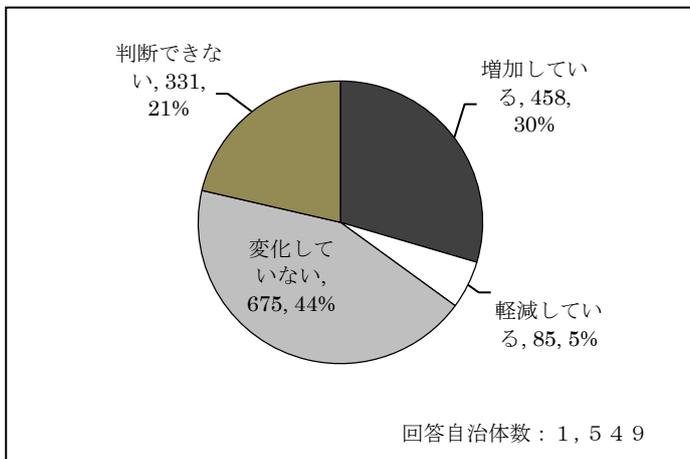
(表 6) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算額 (平成 21 年度)

平均値	中央値	備考
720 千円	240 千円	回答自治体数 1,191

↑

当初計上予算額

(図 11) 廃家電 4 品目の不法投棄対策の財政負担状況



5 廃パソコンの不法投棄台数について

平成 20 年度の不法投棄台数のデータを有する 472 自治体^{注 4)}における平成 20 年度の廃パソコンの品目別の不法投棄台数は、デスクトップが 2,219 台、ノートブックが 602 台、ブラウン管式ディスプレイが 2,065 台、液晶ディスプレイが 225 台、合計 5,111 台でした。前年度と比較して 2.7%の減少となりました。品目別にみると、デスクトップが 41 台増加 (前年度比 1.9%増)、ノートブックが 110 台増加 (同 22.4%増)、ブラウン管式ディスプレイが 254 台減少 (同 11.0%減)、液晶ディスプレイが 41 台減少 (同 15.4%減) でした。

平成 19 年度及び平成 20 年度の廃パソコンの不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している 299 自治体^{注 5)} (平成 20 年度の廃パソコンの不法投棄台数 3,984 台) における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4 月、10 月、12 月及び 3 月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました (表 7、図 12)。

注 4) 472 自治体の人口の合計は約 6,450 万人 (総人口の約 50%) です。

注 5) 299 自治体の人口の合計は約 5,059 万人 (総人口の約 40%) です。

(表 7) 廃パソコンの月別不法投棄台数の推移

(平成 19 年度と平成 20 年度の月ごとのデータを取得している 299 自治体の比較)

(単位：台)

	合計		デスクトップ		ノートブック		ブラウン管式 ディスプレイ		液晶 ディスプレイ	
	H19 年度	H20 年度	H19 年度	H20 年度	H19 年度	H20 年度	H19 年度	H20 年度	H19 年度	H20 年度
4 月	421	465	171	209	27	52	201	193	22	11
5 月	374	330	161	132	30	62	171	127	12	9
6 月	272	231	110	119	35	30	118	73	9	9
7 月	270	260	104	107	15	34	135	111	16	8
8 月	272	295	111	140	21	24	117	125	23	6
9 月	230	233	85	90	21	34	110	96	14	13
10 月	383	365	157	151	21	45	185	151	20	18
11 月	332	276	122	116	24	38	167	103	19	19
12 月	393	436	147	188	20	57	199	170	27	21
1 月	264	303	96	113	32	47	126	130	10	13
2 月	219	367	86	129	18	50	111	171	4	17
3 月	290	423	112	133	23	50	142	213	13	27
合計	3,720	3,984	1,462	1,627	287	523	1,782	1,663	189	171

(図 12) 廃パソコンの月別不法投棄台数の推移

